

指定基準

- 【指定一般相談支援事業者(地域移行支援)】
- 【指定一般相談支援事業者(地域定着支援)】
- 【指定特定相談支援事業者(計画相談支援)】
- 【指定障害児相談支援事業者(障害児相談支援)】

令和3年9月

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
障害サービス課

目次

■はじめに

○ サービス等の概要	P 1
------------	-------	-----

■指定基準

1 地域移行支援	P 5
----------	-------	-----

2 地域定着支援	P 6
----------	-------	-----

3 計画相談支援	P 7
----------	-------	-----

4 障害児相談支援	P 8
-----------	-------	-----

■参考資料

参考資料1 用語の定義	P 9
-------------	-------	-----

参考資料2 相談支援専門員の実務経験要件	P 10
----------------------	-------	------

指定の根拠となる省令

地域相談支援の指定基準

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
(平成24年3月13日厚生労働省令第27号)

計画相談支援の指定基準

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
(平成24年3月13日厚生労働省令第28号)

障害児相談支援の指定基準

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業及び運営に関する基準
(平成24年3月13日厚生労働省令第29号)

○ サービス等の概要

指定地域移行支援

《サービスの概要》

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う

《対象》

次の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者

- ① 障害者支援施設、のぞみの園又は療養介護を行う病院に入所している障害者
- ※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者のみなしの者も対象
- ② 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害者
- ※ 申請者が精神科病院に入院する精神障害者の場合については、長期に入院していることから地域移行に向けた支援の必要性が相対的に高いと見込まれる直近の入院期間が1年以上の者を中心に対象とすることとするが、直近の入院期間が1年未満の者であっても、例えば、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする者や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者についても対象
- ※ 地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれており、医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること
- ③ 救護施設又は更生施設に入所している障害者
- ④ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害者
- ※ 保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整の対象となった障害者（「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について（通達）」（平成21年4月17日法務省保観第244号。法務省矯正局長、保護局長連名通知。）に基づき、特別調整対象者に選定された障害者をいう。）のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障害者を対象とする。
- ⑤ 更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者

指定地域定着支援

《サービスの概要》

居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う

《対象》

- ① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者
 - ② 居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者
なお、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。
- ※ 共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外。
- ※ 上記①又は②の者のうち医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。

指定計画相談支援

《サービスの概要》

計画相談支援は、「サービス利用支援」及び「継続サービス利用支援」をいう。

●サービス利用支援●

次の支援のいずれも行う。

- ① 障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容等を記載した「サービス等利用計画案」を作成する。
- ② 支給決定若しくは支給決定の変更又は地域相談支援給付決定後に、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、支給決定又は地域相談支援給付決定に係るサービスの種類及び内容、担当者等を記載した「サービス等利用計画」を作成する。

《対象》

障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者

●継続サービス利用支援●

支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間内において、当該者に係るサービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、モニタリング期間ごとに、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用状況を検証し、その結果及び心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、「サービス等利用計画」の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜を供与する。

- ① 「サービス等利用計画」を変更するとともに、関係者との連絡調整等を行う。
- ② 新たな支給決定又は支給決定の変更又は地域相談支援給付決定が必要と認められる場合において、当該支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者に対し、当該申請の勧奨を行う。

《対象》

指定特定相談支援事業者が提供したサービス利用支援により「サービス等利用計画」が作成された支給決定障害者又は地域相談支援給付決定障害者

指定障害児相談支援

《支援の概要》

障害児相談支援は、「障害児支援利用援助」及び「継続障害児支援利用援助」をいう。

●障害児支援利用援助●

次の援助のいずれも行う。

- ① 通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容等を記載した「障害児支援利用計画案」を作成する。
- ② 通所給付決定若しくは通所給付決定の変更の決定後に、指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、通所給付決定に係る障害児通所支援の種類及び内容、担当者等を記載した「障害児支援利用計画」を作成する

《対象》

通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障害児の保護者

●継続障害児支援利用援助●

通所給付決定保護者が、通所給付決定の有効期間内において、当該者に係る障害児支援利用計画が適切であるかどうかにつき、モニタリング期間ごとに、障害児通所支援の利用状況を検証し、その結果及び当該通所給付決定に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、「障害児支援利用計画」の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜を供与する。

- ① 「障害児支援利用計画」を変更するとともに、関係者との連絡調整等を行う。
- ② 新たな通所給付決定又は通所給付決定の変更が必要と認められる場合において、当該給付決定等に係る障害児の保護者に対し、給付決定等に係る申請の勧奨を行う。

《対象》

指定障害児相談支援事業者が提供した障害児支援利用援助により「障害児支援利用計画」が作成された通所給付決定保護者

1 地域移行支援

(1) 人員に関する基準

① 指定地域移行支援従事者	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。<input type="checkbox"/> 専らその職務に従事する者であること。 <p>ただし、指定地域移行支援の業務に支障がない場合は、当該指定地域移行支援事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 指定地域移行支援従事者のうち一人以上は、相談支援専門員でなければならない。 <p>* 相談支援専門員とは、指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。</p>
② 管理者	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。<input type="checkbox"/> 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する者であること。 <p>ただし、指定地域移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該地域移行支援事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>

(2) 設備及び備品に関する基準

①設備及び備品に関する基準	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定地域移行支援の提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。
---------------	---

2 地域定着支援

(1) 人員に関する基準

① 指定地域定着支援従事者	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。<input type="checkbox"/> 専らその職務に従事する者であること。 <p>ただし、指定地域定着支援の業務に支障がない場合は、当該指定地域定着支援事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 指定地域定着支援従事者のうち一人以上は、相談支援専門員でなければならない。 <p>* 相談支援専門員とは、指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。</p>
② 管理者	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。<input type="checkbox"/> 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する者であること。 <p>ただし、指定地域定着支援事業所の管理上支障がない場合は、当該地域移行支援事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>

(2) 設備及び備品に関する基準

①設備及び備品に関する基準	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定地域定着支援の提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。
---------------	---

3 計画相談支援

(1) 人員に関する基準

<p>① 従業者</p>	<p><input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 専らその職務に従事する相談支援専門員を1人以上配置すること。</p> <p>ただし、指定計画相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 相談支援専門員の員数の標準は、計画相談支援対象障害者等の数(指定障害児相談支援と一体的に行う事業所の場合は、障害児相談支援対象保護者の数との合計数)が35又はその端数を増す毎に1とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 計画相談支援対象障害者等の数は、前6月の平均値とする。ただし、新規指定を受ける場合は、推定数とする。</p> <p>* 相談支援専門員とは、指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。</p>
<p>② 管理者</p>	<p><input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する者であること。</p> <p>ただし、指定特定相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>
<p>③ 従たる事業所を設置する場合の特例</p>	<p><input type="checkbox"/> 主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所(従たる事業所)を設置する場合には、主たる事業所及び従たる事業所のそれぞれに、専らそれぞれの事業所の職務に従事する相談支援専門員を1人以上置かなければならない。</p>

(2) 設備及び備品に関する基準

<p>①設備及び備品に関する基準</p>	<p><input type="checkbox"/> 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定計画相談支援の提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。</p>
----------------------	--

4 障害児相談支援

(1) 人員に関する基準

<p>① 従業者</p>	<p><input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 専らその職務に従事する相談支援専門員を1人以上配置すること。</p> <p>ただし、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 相談支援専門員の員数の標準は、障害児相談支援対象保護者の数(指定計画相談支援と一体的に行う事業所の場合は、計画相談対象障害者等の数との合計数)が35又はその端数を増す毎に1とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 障害児相談支援対象保護者の数は、前6月の平均値とする。ただし、新規指定を受ける場合は、推定数とする。</p> <p>* 相談支援専門員とは、指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。</p>
<p>② 管理者</p>	<p><input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する者であること。</p> <p>ただし、指定障害児相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>
<p>③ 従たる事業所を設置する場合の特例</p>	<p><input type="checkbox"/> 主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所(従たる事業所)を設置する場合には、主たる事業所及び従たる事業所のそれぞれに、専らそれぞれの事業所の職務に従事する相談支援専門員を1人以上置かなければならない。</p>

(2) 設備及び備品に関する基準

<p>①設備及び備品に関する基準</p>	<p><input type="checkbox"/> 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定障害児相談支援の提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。</p>
----------------------	---

用語の定義

参考資料1

<p>「常勤換算方法」</p>	<p>当該事業所の従業者の「勤務延べ時間数」を当該事業所において常勤の従業者が従事すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、その員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。この場合の勤務延べ時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。</p> <p>ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。</p>
<p>「勤務延べ時間数」</p>	<p>勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機時間を含む）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入できる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とする。</p>
<p>「常勤」</p>	<p>指定に係る事業所における勤務時間が当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする）に達していること。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</p> <p>同一事業者によって指定に係る事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすこととなる。</p>
<p>「専ら従事する」、「専ら提供に当たる」、「専従」</p>	<p>原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいう。</p> <p>この場合のサービス提供時間帯とは、相談支援専門員の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該相談支援専門員の常勤・非常勤の別を問わない。</p>

相談支援専門員の実務経験要件

参考資料2

内は、厚生労働省告示第227号（平成24年3月30日）に神奈川県として実務経験に含める業務の範囲

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
① 相談支援業務	<p>イ 平成18年10月1日において、下記に掲げる事業等に従事しており、平成18年9月30日までの間に相談支援に従事した者</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害児相談支援事業 身体障害者相談支援事業 知的障害者相談支援事業 ・ 障害児（者）地域療育等支援事業 ・ 市町村障害者生活支援事業 精神障害者地域生活支援センター 	3年以上
	<p>ロ 相談機関等において相談支援業務に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業 知的障害者支援事業 児童相談所 身体障害者更生相談所 精神障害者地域生活支援センター 知的障害者更生相談所 福祉事務所 ・ 保健所 ・ 市町村役場 その他これらに準ずる施設 	
	<p>ハ 施設等において相談支援業務に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者支援施設 障害児入所施設 老人福祉施設 精神保健福祉センター 救護施設及び更生施設 介護老人保健施設 居宅介護支援事業所 地域包括支援センター その他これらに準ずる施設 ・ 身体障害者更生施設 ・ 知的障害者更生施設 ・ 身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター ・ 知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム ・ 知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設（入所、通所）、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、指定医療機関（肢体不自由児、重症心身障害児） ・ 知的障害者地域生活援助、精神障害者地域生活援助 ・ 精神障害者社会復帰施設 ・ 市町村から補助または委託を受けている作業所等 	5年以上
	<p>ニ 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援従事者研修修了者 (3) 国家資格等※1を有する者 (4) 上記イからハに掲げる業務に1年間以上従事した者 	

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
② 直接支援業務	<p>イ 施設等において介護業務に従事する者</p> <p>障害者支援施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者福祉ホーム ・身体障害者授産施設 ・身体障害者福祉センター ・精神障害者社会復帰施設 ・知的障害者デイサービスセンター ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・知的障害者通勤寮 ・知的障害者福祉ホーム <p>障害児入所施設 老人福祉施設 介護老人保健施設 療養病床 その他これらに準ずる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正前の身体障害者居宅介護、知的障害者居宅介護、児童居宅介護、精神障害者居宅介護、身体障害者デイサービス、児童デイサービス ・知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設（入所、通所）、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、指定医療機関（肢体不自由児、重症心身障害児） ・知的障害者地域生活援助、精神障害者地域生活援助 ・市町村から補助または委託を受けている作業所等 	10年以上
	<p>ロ 障害福祉サービス事業等において介護業務に従事する者</p> <p>障害福祉サービス事業 障害児通所支援事業 老人居宅介護等事業 その他これらに準ずる事業</p>	
	<p>ハ 医療機関等において介護業務に従事する者</p> <p>保険医療機関 保険薬局 訪問看護事業所 その他これらに準ずる施設</p>	

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
③ 就労	<p>就労支援に関する施設において、相談支援業務その他これに準ずる業務に従事する者</p> <p>障害者職業センター 障害者就業・生活支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域就労援助センター 	5年以上

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
④ 教育	特別支援学校その他これらに準ずる機関において、障害のある児童及び就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事する者 特別支援学校 その他これらに準ずる機関 ・小学校、中学校の特別支援学級	5年以上

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
⑤ 有資格者等	<input type="checkbox"/> 上記②の介護業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援従事者研修修了者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者	5年以上
	<input type="checkbox"/> 上記①から④の業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に5年以上従事している者	3年以上

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士のことをいう。

注) ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。